

# ごみ処理基本計画

—概要版—

平成 23 年 3 月

秩父広域市町村圏組合

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>ごみ処理基本計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	計画策定の目的 .....	1
第 2 節	計画の位置づけ .....	1
第 3 節	計画の対象範囲 .....	2
第 4 節	計画の期間.....	2
第 5 節	用語の定義.....	3
<b>第 2 章</b>	<b>計画策定の背景</b> .....	<b>4</b>
第 1 節	ごみ処理行政の動向 .....	4
第 2 節	組合圏域の概要 .....	6
<b>第 3 章</b>	<b>ごみ処理基本計画</b> .....	<b>11</b>
第 1 節	ごみ処理の現状と課題.....	11
第 2 節	ごみ処理の基本方針 .....	27
第 3 節	ごみの減量・資源化目標 .....	28
第 4 節	発生抑制・排出抑制計画 .....	30
第 5 節	収集・運搬計画 .....	34
第 6 節	中間処理計画 .....	37
第 7 節	最終処分計画 .....	40
第 8 節	その他の廃棄物対策 .....	41
第 9 節	計画の進行管理 .....	42

# 第 1 章 ごみ処理基本計画策定の概要

---

## 第 1 節 計画策定の目的

---

秩父広域市町村圏組合（以下「本組合」という）では、平成 14 年 3 月にごみ処理基本計画（以下「前計画」という）を策定し、①リサイクルシステムの推進、②生活環境の保全、③住民への協力要請を基本方針に掲げ、構成各市町と連携して資源化の推進と適正なごみの処理・処分に努めてきました。

平成 12 年度に施行された「循環型社会形成推進基本法」を契機に、ごみ処理事業は生活環境の保全と公衆衛生の向上のみならず、発生抑制、再使用、リサイクルの推進へと大きく主眼を転換しています。「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）において、減量化や資源化の数値目標も示されました。平成 20 年 3 月には「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、さらに一步進んだ循環型社会と低炭素社会<sup>※1</sup>の構築がうたわれ、行政による適正な処理処分はもとより、住民、事業者それぞれの責務を明確にするとともに、数値目標を掲げて三者協力してごみの発生抑制と資源化を推進する仕組みづくりが求められています。

このような背景から国の目指す循環型社会・低炭素社会の形成に向けて、ごみの発生抑制や資源化のための目標と基本的な施策を定め、廃棄物の適正な処理処分を計画的に実行していくために「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 第 2 節 計画の位置づけ

---

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条に基づいて策定するもので、本組合において長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本的方向を示すものです。本計画の策定に当たっては、国、県の計画及び構成各市町の総合振興計画等と整合を図ります。

---

※1 地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの 1 つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。廃棄物処理の分野では、直接的には焼却処理量の削減により二酸化炭素の発生量を削減し、間接的には焼却により発生するエネルギーを有効に活用することにより発電所等他での二酸化炭素の発生量の削減に貢献します。

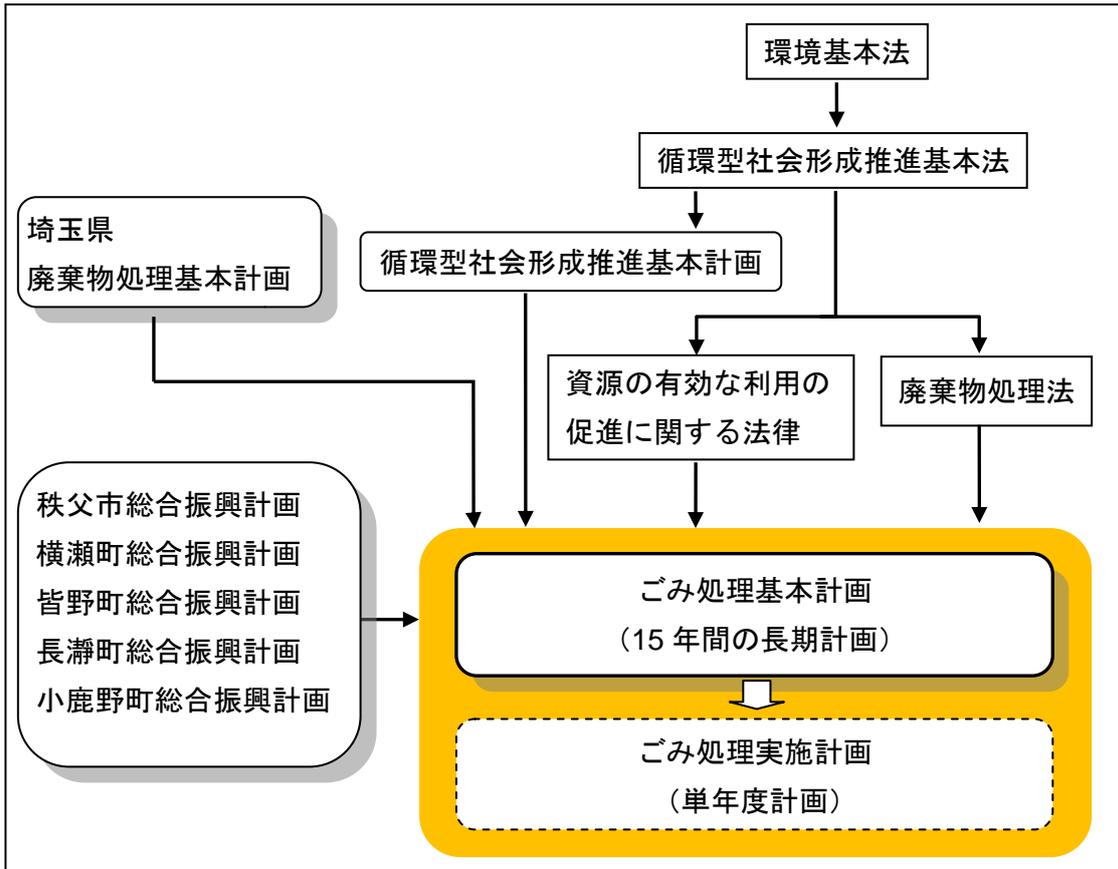


図 1-1 ごみ処理基本計画の位置づけ

### 第3節 計画の対象範囲

本計画は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町から発生する一般廃棄物（ごみ）の、収集・運搬及び処理（中間処理・最終処分・資源化）を対象とします。

### 第4節 計画の期間

本計画は、平成23年度を初年度とし、平成37年度を最終年度とする向こう15年間の長期計画とします。なお、平成28年度を中間目標年とし、計画の進捗状況を確認するものとします。また、社会経済情勢等の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

## 第5節 用語の定義

---

本計画で用いる用語の定義は以下のとおりとします。

①総ごみ発生量	集団回収量、収集ごみ量（家庭系ごみ量）、直接搬入ごみ量（事業系ごみ量）の合計（組合圏域で発生した不要物の総量）
②総ごみ排出量	収集ごみ量、直接搬入ごみ量の合計（組合で処理するごみの総量）
③ 集 団 回 収 量	構成市町で実施している資源回収事業によって回収された資源物 量
④家庭系ごみ量	家庭から排出されたごみの量（収集ごみ量）
⑤事業系ごみ量	事業所から排出された一般廃棄物の量（直接搬入ごみ量）
⑥ 総 資 源 化 量	③集団回収量＋中間処理後の資源化量（分別収集した資源ごみ量を 含む）
⑦ 最 終 処 分 量	埋立処分対象量
一人1日当たり の総ごみ発生量	$\text{①総ごみ発生量} \div \text{人口} \div 365 \text{日} \times 1,000,000$ [g/人・日]
リサイクル率	$\text{⑥総資源化量} \div \text{①総ごみ発生量} \times 100$ [%]
最 終 処 分 率	$\text{⑦最終処分量} \div \text{①総ごみ発生量} \times 100$ [%]

## 第 2 章 計画策定の背景

---

### 第 1 節 ごみ処理行政の動向

---

近年では、地球環境問題、資源循環型社会の形成等へ対応するため、さまざまな法律が制定及び改正されています。循環型社会形成推進のための法体系を図 2-1 に示します。

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を形成していくためにまず廃棄物の発生を抑制し（リデュース）、発生した廃棄物については再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）<sup>※2</sup>の優先順位に従って処理することが基本的に求められています。さらに、平成 20 年 3 月に改定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物発電の導入による熱回収の徹底、バイオマス系循環資源の有効利用、環境負荷の低い静脈物流システムの構築など、循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進がうたわれています。

また、廃棄物処理法の基本方針が平成 17 年 5 月に改正され、ごみ処理経費の負担の公平化、災害時に発生するごみの適正処理等について検討することが求められています。

さらに、平成 19 年 4 月には改正容器包装リサイクル法が施行され、レジ袋などの排出抑制推進、質の高い分別収集・再商品化の推進、再商品化義務を果たさない事業者への罰則強化などが盛り込まれました。

---

<sup>※2</sup> 環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、①ごみの発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処分としています。このうち個々の市民生活や事業活動と直接関連する、①Reduce（発生抑制）、②Reuse（再使用）、③Recycle（再生利用）の頭文字をとって 3R と称し、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方としています。3R を推進してもなお処理しなくてはならない廃棄物は、中間処理施設において、燃えるごみは焼却によって発生する熱を有効に利活用し（④熱回収：サーマルリカバリー）、燃えないごみからは金属類の資源物を回収した後、適正に処分します（⑤適正処分）。

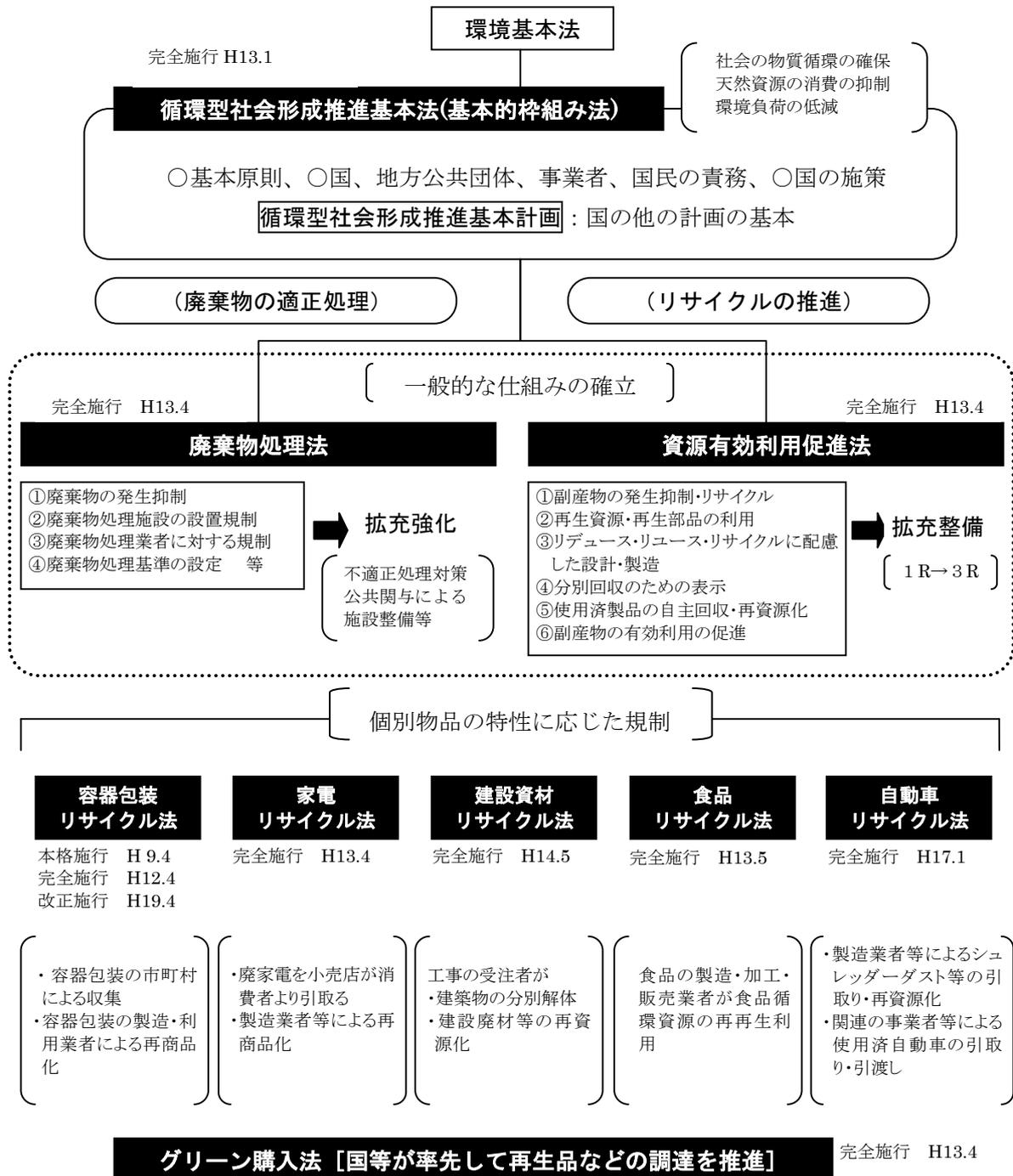


図 2-1 循環型社会形成推進のための法体系

## 第2節 組合圏域の概要

組合圏域は埼玉県西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町の1市4町で構成されています。なお、秩父市は平成17年4月1日に吉田町、大滝村、荒川村と合併、小鹿野町は平成17年10月1日に両神村と合併し現在の秩父市、小鹿野町の枠組みになっています。

本圏域の面積は埼玉県の約4分の1を占めています。都心まで約60～80km圏に位置しており、群馬県、長野県、山梨県、東京都に隣接しています。

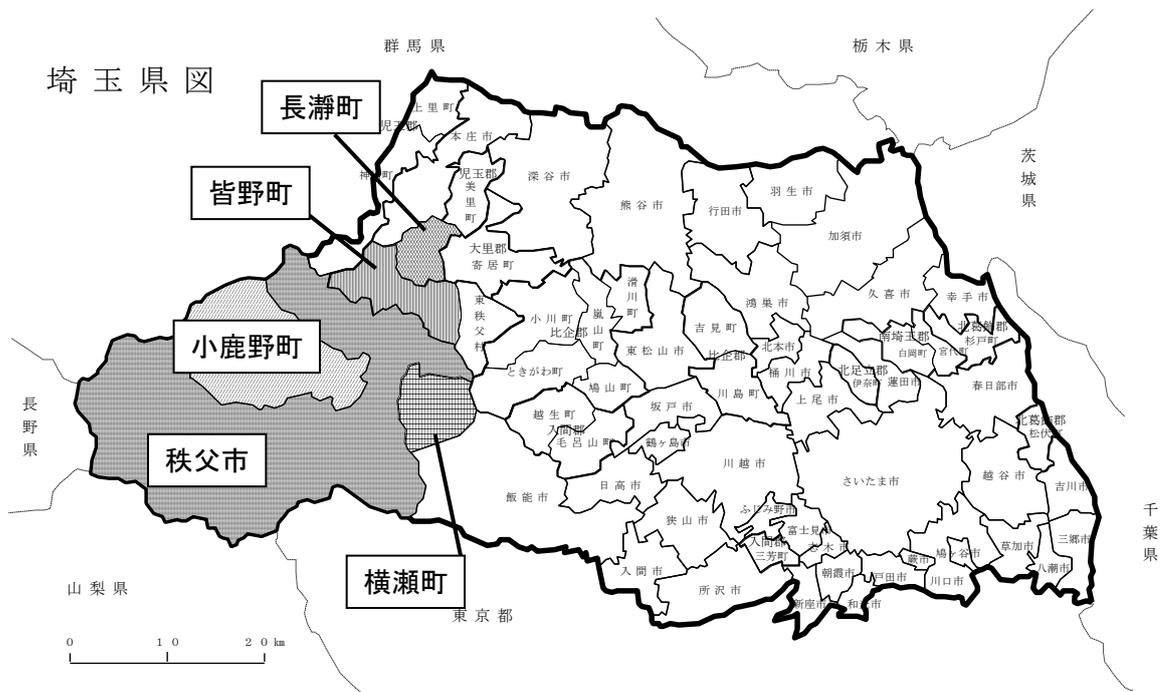


図2-2 組合圏域の位置

---

## 1. 自然環境

---

### (1) 気象

---

本圏域は、太平洋側内陸性気候に属しおおむね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きい地域です。降水量は冬季に少なく、夏季に多いという太平洋気候の特徴を示しています。

### (2) 地勢

---

圏域面積の85%を山林が占め、高低さまじな山岳、丘陵地帯と、これに囲まれた盆地地帯からなっています。秩父多摩甲斐国立公園及び県立自然公園などの美しい山並みに囲まれ、特に秩父夜祭、岩畳の名勝地「長瀨」などの観光地をおおく擁しています。また、室町時代に作られた秩父札所34ヶ所は、西国、坂東、秩父をあわせた日本百番観音として有名です。

---

## 2. 社会環境

---

### (1) 人口・世帯数

---

本圏域の人口は、図2-3に示すとおり各構成市町ともに減少傾向にあります。これに対し、世帯数は各構成市町ともに増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。

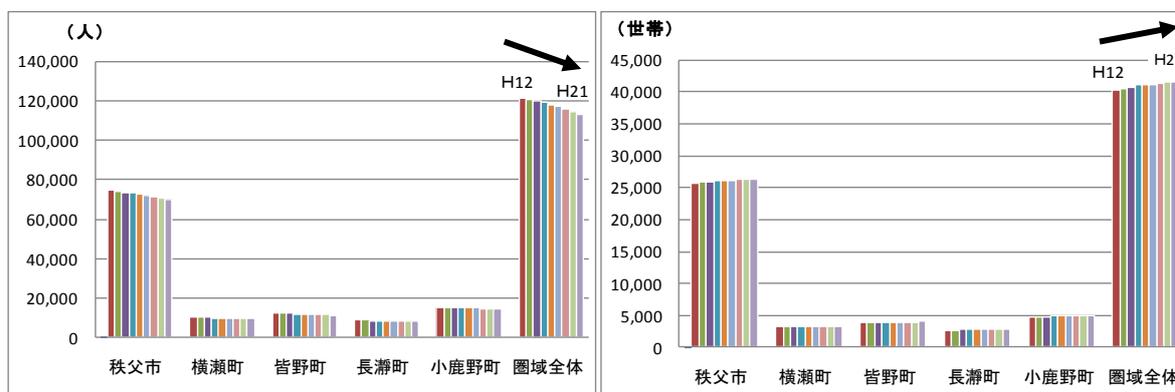
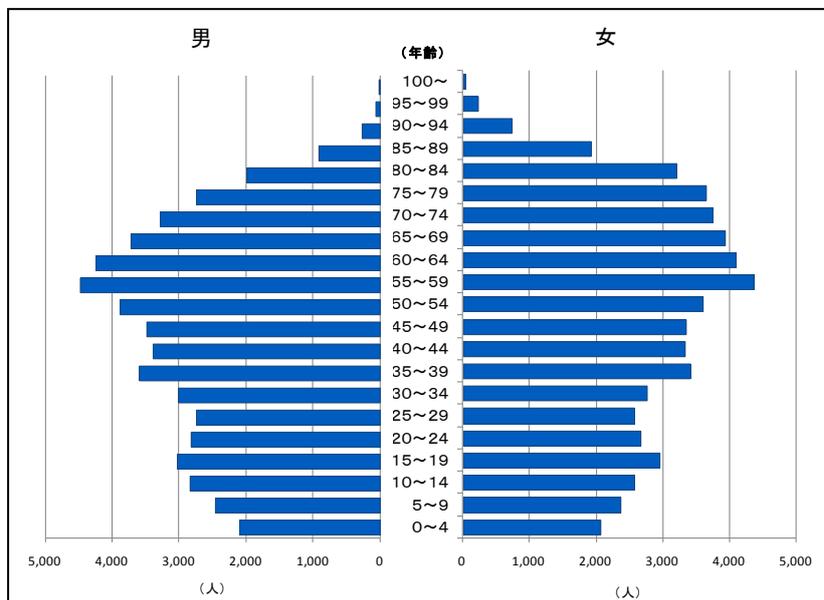


図2-3 行政区域内人口・世帯数の推移（平成12～21年度）

また、年齢別・性別の人口ピラミッドを図2-4に示します。組合全体では、この時点で65歳以上人口が全体の27%を占めています。65歳以上の人口比率の増加は当面避けられない状況にあります。



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査 (H22年1月1日現在)

図2-4 年齢別・性別の人口構造 (圏域全体)

## (2) 土地利用

本圏域における土地利用の状況は、圏域全体では「その他」が51.2%、「山林」が約37.2%を占めており、「宅地」や「田畑」は10%未満です。各構成市町では「山林」と「その他」の土地利用を合わせると約70%~90%を占めています。

## (3) 産業

### ① 産業別就業人口

本圏域の産業別人口の比率は、第1次産業人口4.6%、第2次産業人口36.1%、第3次産業人口59.2%であり、第3次産業人口が過半数を占めています。

### ② 農業

総農家数の約7割が自給的農家であり、経営耕作地の約6割を畑(樹園地を除く)が占めています。

③ 工業

過去 10 年間で事業所数は約 3 割、製造品出荷額等で約 1.5 割減少しています。

④ 商業

過去 10 年間で商店数は約 2 割、年間販売額で 2 割強減少しています。

⑤ 観光

本圏域への観光客数は、平成 21 年度では、年間 980 万人となっています。観光客の 9 割近くは日帰り客であり、利用交通機関は自家用車が 6 割を占めています。

観光の目的では、寺社参詣などが約 220 万人、花見・紅葉狩りが約 180 万人、遊園地が約 110 万人、ハイキング・登山が約 110 万人となっています。

### 3. 組合の概要

本組合の概要を表 2-1 に示します。

表 2-1 組合の概要

名称	秩父広域市町村圏組合
所在地	埼玉県秩父市栃谷 1 4 7 7 番地
設立年月日	昭和 45 年 4 月 1 日
構成市町村	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
共同処理する事務	<ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物の収集及び処理に関すること。</li><li>2 火葬場、葬祭施設、霊柩車の設置及び維持管理に関すること。</li><li>3 消防に関すること。</li><li>4 結核予防にかかるエックス線検査に関すること。</li><li>5 循環器検査に関すること。</li><li>6 救急医療施設に関すること。</li><li>7 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。</li><li>8 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年埼玉県条例第 61 号)により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの。<ol style="list-style-type: none"><li>ア 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)及び火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)に基づく事務</li><li>イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に基づく事務</li><li>ウ 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基づく事務</li></ol></li><li>9 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。</li></ol>

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状と課題

#### 1. ごみ処理体制

本圏域では表3-1に示すとおり、ごみの発生抑制及び集団回収などのごみ減量化への支援・啓発などは、本組合と構成市町が連携して行っています。排出されたごみの収集・運搬から中間処理、最終処分については、本組合で総合的に行っています。

表3-1 ごみ処理体制

項目	主体	内容
発生抑制・減量化等	構成市町 秩父広域市町村圏組合	発生抑制に関する啓発及び集団回収等の排出抑制に関する支援・啓発等
収集・運搬	秩父広域市町村圏組合	圏域内全域での収集・運搬
中間処理	秩父広域市町村圏組合	焼却処理、資源化处理
最終処分	秩父広域市町村圏組合	最終処分場における埋立処分

#### 2. ごみ処理フロー

収集されたごみは、ごみの種類ごとに図3-1に示すように資源化や処理・処分を行っています。



### 3. 排出抑制・再資源化の現状

#### (1) 構成市町主体の排出抑制・再資源化事業

構成市町では、ごみの排出抑制及び再資源化を図るための活動として、育成会、婦人会、老人クラブ等住民団体が主体となって実施している資源回収に対し、回収量に応じた報償金の交付を行っています。また、生ごみ処理容器等の購入に際して補助を行っています。

表3-2 資源回収事業の概要

市 町 名	秩父市
事 業 名	有価物回収事業報奨金（報償費）
事 業 内 容	育成会等住民団体による有価物回収事業登録団体が有価物を回収した量に対し、報償金を交付（キロ8円）
市 町 名	横瀬町
事 業 名	横瀬町有価物回収事業
事 業 内 容	有価物回収事業団体として登録した青少年育成会等の地域住民団体が回収した有価物を有価物回収事業取扱登録業者によって再生資源化した場合に報償金を交付（報奨金の額は、平成21年度6月まで8円/kg、同年7月からは回収事業団体のみ5円/kg）
市 町 名	皆野町
事 業 名	皆野町有価物回収事業
事 業 内 容	子供会、育成会（キロ6円） 前期、後期の年2回交付
市 町 名	長瀬町
事 業 名	長瀬町有価物回収事業
事 業 内 容	子供会育成会、婦人会、老人クラブ、PTA等（キロ2.5円） 前期、後期の年2回交付 紙類（古紙・牛乳パック）、金属類（スチール、アルミ）、ビン類（雑ビン、生きビン）、布類他
市 町 名	小鹿野町
事 業 名	廃品回収報奨金
事 業 内 容	子供会、環境団体、PTA等（キロ1.9円、実施回数×1,500円、均等割5,000円）※100円未満切り捨て

表3-3 生ごみ処理容器等補助事業の概要

市 町 名	秩父市
事 業 名	秩父市電動生ごみ処理機設置費補助金
事 業 内 容	電動生ごみ処理機（生ごみ処理機1基につき購入価格の2分の1(100円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、上限を2万円、1世帯1基) ※平成22年度から補助を廃止
市 町 名	横瀬町
事 業 名	横瀬町生ごみ処理容器等設置費補助金
事 業 内 容	容器等1基につき本体価額の2分の1(100円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、最高1万円を限度とする。1世帯につき2基までとする。(コンポスト、電気式の区分はなし)
市 町 名	皆野町
事 業 名	皆野町生ごみ処理機器設置費補助金
事 業 内 容	コンポスト式の補助対象限度基数は2基(1基につき1万円まで)まで、電気式は1基(1基につき2万円まで)とする。ただし、設置後5年を経過し、新たに処理機器を更新しようとする場合も同様とする。
市 町 名	長瀬町
事 業 名	長瀬町生ごみ処理機購入設置費補助金
事 業 内 容	コンポスト式、電気式を対象とし、処理機1基につき購入設置に要する経費の3分の1(100円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、最高1万円を限度とする。1世帯主2基以内。

## (2) 住民啓発

ごみの減量化と再資源化の促進には、組合、構成市町、住民、事業者の相互協力が不可欠であるため、啓発活動を継続して行っています。

また、再資源化を促進するため、秩父市ではごみステーションに出された資源ごみの回収量に応じた報奨金を交付し、分別の徹底を推進しています。

表3-4 秩父市の取組み

市 町 名	秩父市
事 業 名	町会資源ごみ収集報償金(報償費)
事 業 内 容	1月1日～12月31日までのごみステーションに出された資源ごみの回収量に対し、報償金を町会へ交付(紙・布・缶・ビン・ペットボトル)

### (3) 組合主体の排出抑制・再資源化事業

本組合では、ごみの減量化及び再資源化を図るため、紙・布類（新聞紙、一般紙、段ボール、布類）、カン・ビン類（ドリンク類、酒類及び食料品の空きカン、空きビン）、ペットボトル（飲料用、酒類用、しょうゆ用の容器、調味料等）について資源ごみ収集を行っています。

表3-5 収集資源ごみ実績

単位：t／年

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
紙・布類	3,972	4,013	3,884	3,614	3,329
カン・ビン類	1,396	1,276	1,210	1,116	1,066
ペットボトル	—	118	131	134	134
計	5,368	5,407	5,225	4,864	4,529

### (4) 排出抑制・再資源化の現状

圏域内の市町で行われている集団回収実績を表3-6に示します。また、組合主体で行っている資源化実績を表3-7に示します。

これらを合わせた圏域内の資源化の現状は表3-8に示すとおり、平成20年度で29.8%であり、全国平均の20.3%（「日本の廃棄物処理」平成20年度版（環境省））を大きく上回っています。

表3-6 集団回収実績

単位：t／年

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
秩父市	1,502	2,004	1,959	1,926	1,918
横瀬町	219	224	211	200	194
皆野町	221	244	193	200	191
長瀬町	71	68	59	52	65
小鹿野町	—	111	106	125	122
計	2,013	2,651	2,528	2,503	2,490

表3-7 組合資源化実績

単位：t/年

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
クリーンセンター資源化量	1,093	1,159	3,026	2,872	2,906
環境衛生センター資源化量	6,901	6,895	6,697	6,332	5,826
計（中間処理後資源化量）	7,994	8,054	9,723	9,204	8,732
総ごみ排出量	38,701	39,190	37,891	36,754	35,528
資源化率（％）	20.7	20.6	25.7	25.0	24.6

$$\text{資源化率（％）} = \text{組合資源化量計} \div \text{総ごみ排出量} \times 100$$

表3-8 圏域の資源化現状

単位：t/年

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
集団回収量	2,013	2,651	2,528	2,503	2,490
中間処理後資源化量	7,994	8,054	9,723	9,204	8,732
計（総資源化量）	10,007	10,705	12,251	11,707	11,222
総ごみ発生量	40,714	41,841	40,419	39,257	38,018
リサイクル率（％）	24.6	25.6	30.3	29.8	29.5

---

## 4. 収集・運搬の現状

---

### (1) 収集・運搬体制の現状

---

#### ① 収集・運搬体制

収集・運搬の実施主体は本組合です。収集・運搬体制は以下のとおりです。

- ・委託収集—— 家庭系ごみ（一部事業系ごみを含む）
- ・許可業者による収集—— 事業系ごみ（一部家庭系の粗大ごみを含む）

#### ② 計画収集区域

計画収集区域は、組合構成市町の行政区域全域です。

#### ③ 収集対象ごみの区分

収集対象ごみの区分は、表 3-9 に示すとおり 7 種類に分別しています。

表3-9 ごみの区分

区分	主なもの	出し方	
燃 ご み	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●台所ごみ等（ちゅう芥類）</li> <li>●資源ごみ以外の紙・布くず（FAX用紙・写真・菓子袋等）</li> <li>●木片・小枝・草等</li> <li>●プラスチック類</li> <li>●革製品（運動靴・革靴・かばん等）など</li> </ul>	<p>指定袋（緑色）を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*生ごみは水分をしっかりと切る。</li> <li>*木片等は、太さ3cm以下、長さ30cm程度にして、土を取り除く。</li> <li>*金属のついたものは、不燃ごみで出す。</li> <li>*紙おむつは、汚物を取り除く。</li> <li>*ロープ・ビニールホース等は、長さ30cm程度に切る。</li> </ul>
	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小型金属製品・アルミ製容器</li> <li>●陶磁器・ガラス食器</li> <li>●小型家電製品</li> <li>●スプレー缶、化粧品容器、ビンのキャップなど</li> </ul>	<p>指定袋（黄色）を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*ガラスなどは、危険のないよう新聞等に包み表示する。</li> <li>*小型テレビは出せません。</li> <li>*容器などは、残り物を取り除く。</li> <li>*スプレー缶、卓上カセットボンベ等は、完全に使いきり、穴を開ける。（収集車の火災発生の原因となります。）</li> </ul>
	乾電池・ライター	<p>乾電池、ライター</p> <p>※小型充電式電池は電気店、スーパー等のリサイクルボックスへ</p>	<p>ライターはガスを抜き、乾電池、ライターを別々の透明または半透明のポリ袋に入れ、口をしぼって出す。</p>
	蛍光灯・電球	<p>直管（30W以下）・蛍光灯・電球</p>	<p>購入したときの箱に入れ割らずに出す。</p> <p>*30Wを超える直管は、直接持ち込む。</p>
資 源 ご み	カン・ビン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食用の空きカン（中をきれいにして、つぶさずに出す。）</li> <li>●飲食用の空きビン（キャップを取り、中をきれいにして出す。）</li> </ul>	<p>カンとビンを別々にし、透明または半透明のポリ袋に入れ、口をしぼって出す。</p> <p>*一升びんやビールびんは、販売店に返すか、地域の資源回収に出す。</p>
	紙・布	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新聞紙・広告類</li> <li>●雑誌類（カタログ、封筒、ハガキ、包装紙、紙袋等）</li> <li>●ダンボール類（茶封筒、菓子箱、ティッシュ箱等）</li> <li>●牛乳パック</li> <li>●布・衣類（タオル、シーツ、カーテン、セーター、ズボン等）</li> </ul>	<p>ひもで十文字にしぼり、不燃ごみ収集場所に出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*大雨（雪）等の場合は次回の収集に出す。</li> <li>*小雨（雪）当の場合は濡らさないように、ビニール等を掛けて出す。</li> <li>*牛乳パックは水洗いして開き、30枚程度にまとめて出す。</li> </ul>
	ペットボトル	<p>飲料用、酒類用、しょうゆ用、調味料等用</p> <p>（食用油脂を含まないもの）</p>	<p>キャップ・ラベルをはずし、中をきれいにし、つぶして出す。</p>

#### ④ 収集・運搬システムの概要

収集・運搬の概要は表3-10に示すとおりです。平成18年度よりペットボトルの分別収集を開始しました。

表3-10 収集方法

区分	可燃ごみ	不燃ごみ			資源ごみ		
		不燃ごみ	乾電池 ・ライター	蛍光管 ・電球	紙・布類	カン・ビン類	ペットボトル
収集形態	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
収集頻度	2回/週	1回/月	3回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月
収集方式	ステーション						
収集容器	指定袋 (緑色)	指定袋 (黄色)	透明袋・ 半透明袋	購入時の 箱	紐掛け	透明袋・ 半透明袋	専用ネット
排出時間	～8:00	～8:00	～8:00	～8:00	～8:00	～8:00	～8:00

#### ⑤ 有料化の状況

本圏域では、ごみの減量化と再資源化の推進を目的に、平成8年7月より有料指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）制度を導入しました。制度導入当初は、大型と小型の2種類のごみ袋で行ってききましたが、平成17年7月から、ごみ減量化に積極的に取り組んでいる方や少人数家庭の方などに対応した小型で低金額のごみ袋を追加するとともに、袋の取っ手を改良することにより利便性の向上を図りました。

この指定ごみ袋制度の導入により①ごみの減量化・資源化、②経費負担の公平性等、③ごみに対する住民意識の啓発、④収集作業の安全性・効率性の向上等の効果がありました。

これらの住民の減量努力に応えるとともに、住民の負担軽減等から平成23年4月より家庭系指定ごみ袋の価格を引き下げることとしました。

表3-11 指定ごみ袋の概要

種 類	平成8年7月	平成17年7月
可 燃 ご み	小型袋 16 $\frac{リットル}{袋}$ = 35 円	小型袋 15 $\frac{リットル}{袋}$ = 20 円
不 燃 ご み	大型袋 24 $\frac{リットル}{袋}$ = 50 円	中型袋 20 $\frac{リットル}{袋}$ = 35 円 大型袋 35 $\frac{リットル}{袋}$ = 50 円
事 業 系 ご み	可燃袋・不燃袋 60 $\frac{リットル}{袋}$ = 110 円（定額月 2,000 円）	
資 源 ご み	無料	

## (2) 直接搬入の現状

本組合では、家庭からの一時多量ごみ及び事務所等から発生する一般廃棄物の直接搬入、ならびに許可業者搬入による事業系一般廃棄物及び家庭系粗大ごみを受け入れています。

表3-12 施設搬入処理手数料

### 【一般廃棄物】

区 分	単位	手 数 料
一般家庭から生ずる多量の廃棄物 又は粗大ごみ	1 回	100キログラムまで 400 円 (100キログラムを超えたときは10キログラムごとに40円を加算)
事業活動に伴い生ずるもの	1 回	100キログラムまで 800 円 (100キログラムを超えたときは10キログラムごとに80円を加算)
動物の死体 (犬、猫その他の小動物の死体)	1 体	400 円

### 【産業廃棄物】

区 分	単位	手 数 料
固形状のもので、一般廃棄物と併せて容易に処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のもの	1 回	100キログラムまで 1,200 円 (100キログラムを超えたときは10キログラムごとに120円を加算)

## (3) ごみの排出実績

本組合の集団回収を含む総ごみ発生量は図3-2に示すとおり、平成18年度をピークに減少傾向にあります。

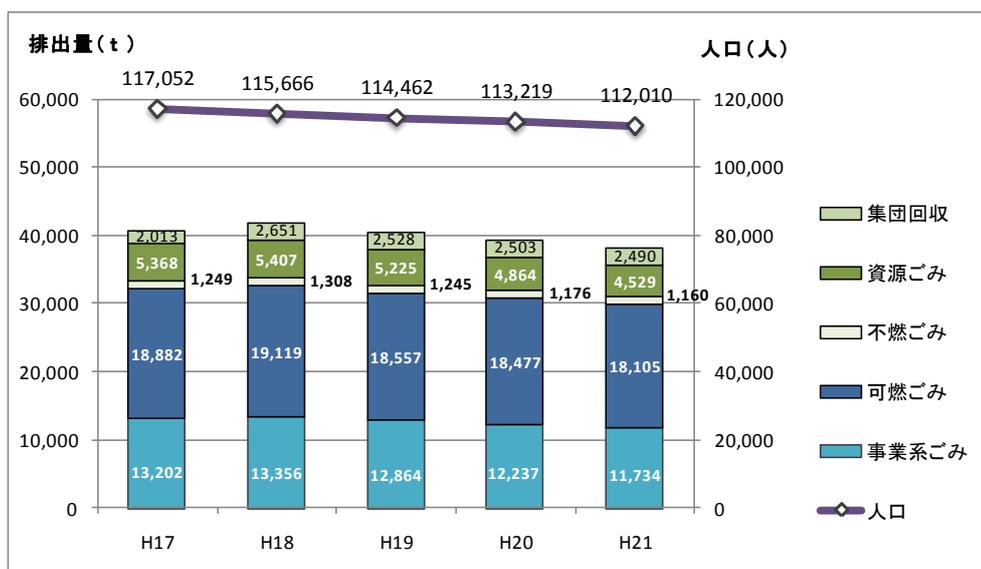


図3-2 ごみ発生量の推移

## 5. 中間処理の現状

本圏域で収集及び施設に搬入されたごみは、秩父クリーンセンター（組合施設）及び秩父環境衛生センター（ストックヤード・選別施設）（組合施設）ならびに秩父リサイクルセンター（秩父リサイクル事業協同組合施設）で中間処理しています。

可燃ごみは、秩父クリーンセンターで焼却処理を行っています。焼却残渣（焼却灰・集じん灰）は、彩の国資源循環工場及び太平洋セメント熊谷工場に委託し、全量資源化処理をしています。

不燃ごみは、秩父リサイクルセンターにおいて破袋、選別し、可燃ごみ、資源ごみの選別処理を行っています。カン・ビン類は、秩父リサイクルセンターにて鉄、アルミ、カレット（白、茶、緑）に選別し資源化をしています。これらの選別後に発生する不燃残渣は、本組合の秩父環境衛生センター内の最終処分場にて埋立処分しています。

収集した紙・布類はストックヤードで一時保管し、売却しています。ペットボトルは、圧縮梱包施設において処理したのち指定法人（日本容器包装リサイクル協会）に引き渡しています。

廃乾電池、廃蛍光管、廃家電（家電リサイクル法対象4品目以外）、下級鉄、スプリングマットは、処理困難物として委託処理しています。

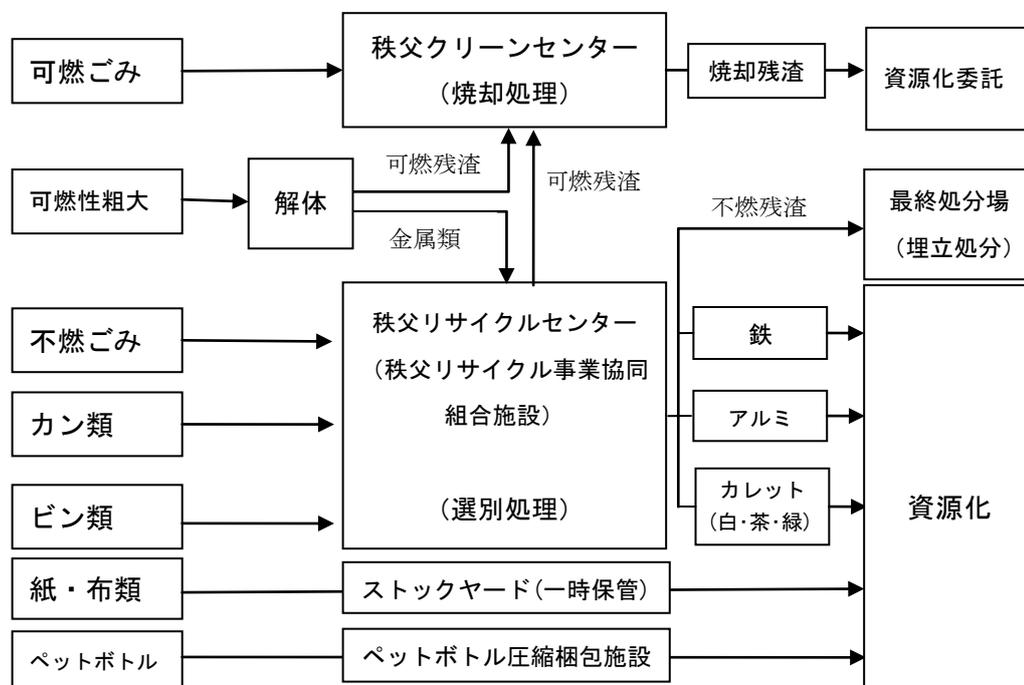


図3-3 中間処理の概要

## (1) 中間処理施設の概要

### ① 焼却処理施設

焼却処理施設の概要を表3-13に示します。

表3-13 焼却処理施設の概要

施設名称	秩父クリーンセンター	
所在地	埼玉県秩父市栃谷 1477 番地	
敷地面積	44,341 m <sup>2</sup>	
稼働年月	平成9年8月	
処理能力	150t/24h (75t/24h×2 炉)	
稼働状況	稼働日数	平成21年度 357日
	焼却量	平成21年度 28,762 t
	資源化	セメント原料(焼却灰、集じん灰)、人工砂(焼却灰)

### ② 不燃ごみ・資源ごみ処理施設

秩父環境衛生センター内にある秩父リサイクルセンター、ペットボトル圧縮梱包施設、ストックヤードで、資源ごみ及び不燃ごみの選別等の中間処理を実施しています。

表3-14 不燃ごみ・資源ごみ処理施設の概要

施設名称	秩父環境衛生センター(ストックヤード・選別施設)	
所在地	埼玉県秩父市山田 1100 番地	
リサイクル施設	名称	秩父リサイクルセンター(秩父リサイクル事業協同組合施設)(民設・民営)
	稼働年月	昭和61年3月
	敷地面積	1,747 m <sup>2</sup>
	対象品目	収集された不燃ごみ・資源ごみからの金属類・ビン類の選別・梱包・搬出
	名称	ペットボトル圧縮梱包施設(組合施設)
	稼働年月	平成18年4月
	処理形式	減容圧縮+ベール梱包
ストックヤード	処理能力	2 t/日
	名称	ストックヤード(組合施設)
	構造	鉄骨造 4 棟
資源化	対象品目	施設へ搬入された不燃ごみからの金属類、家電製品等の抽出・保管・搬出
	資源化	カン・ビン類、紙・布類、ペットボトル、下級鉄、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電製品等

## (2) 運転体制

本組合の各処理施設における人員及び運転体制は、表3-15に示すとおりです。両施設とも、施設総括管理及び搬入受付（計量）等を組合職員が行い、クリーンセンターの運転、並びに環境衛生センターのストックヤードの管理は委託職員が行っています。

表3-15 人員及び勤務体制（平成22年4月1日現在）

秩父クリーンセンター		運転体制（民間委託）	
組合職員（6名）	勤務体制	2直4班	
	勤務時間	日勤 8：30～17：15	
委託（23名） （運転管理等）		1直 8：30～18：30	
		2直 18：15～ 8：45	
	受入時間	月～土、毎月第三日曜日	
		9：00～12：00 13：00～16：00	
秩父環境衛生センター		運転体制（直営）	
組合職員（7名）	勤務体制	1直1班	
委託（7名） （ストックヤード管理業務等）	勤務時間	日勤 8：30～17：15	
	受入時間	月～土、毎月第三日曜日	
		9：00～12：00 13：00～16：00	

## (3) 施設の状況

秩父クリーンセンターの状況について、精密機能検査報告書（平成22年3月）の総合所見には、現状では施設全般の状況は比較的良好で主要機器について著しく摩耗、損傷している箇所はない。しかし、経過年数が進むにつれて施設全般の性能が低下していくことが想定される。また、電気・計装設備関係や一部の機器類は、10～15年を経過すると製造中止により部品の入手が困難になるなどメンテナンス対応ができない状況が発生する。したがって、今後は整備箇所、整備範囲が増え、補修整備費の増加が予想される。突発的なトラブルによりごみ処理に影響が及ばないように、予防保全的な見地にたって一層計画的に施設整備を行っていく必要が述べられている。

#### (4) 中間処理実績

##### ① 焼却処理実績

秩父クリーンセンター処理実績は、表3-16に示すとおりです。焼却処理の残渣率は平成17～21年度平均で9.7%です。

表3-16 秩父クリーンセンター処理実績

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
焼却処理量 (t/年)	30,337	30,883	30,118	29,517	28,762
稼働日数 (日/年)	352	354	355	347	357
日平均処理量 (t/日)	86.2	87.2	84.8	85.1	80.6
灰排出量 (t/年)	2,755	2,926	3,026	2,872	2,906
残渣率 (%)	9.1	9.5	10.0	9.7	10.1

$$\text{残渣率 (\%)} = \text{灰排出量} \div \text{焼却処理量} \times 100$$

##### ② 不燃・資源ごみ処理実績

秩父環境衛生センター処理実績は、表3-17に示すとおりです。

表3-17 秩父環境衛生センター処理実績

単位：t/年

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
搬入量	8,816	8,849	8,273	7,750	7,151	
選別内訳	資源化物	6,901	6,895	6,697	6,332	5,826
	可燃残渣	772	869	824	807	635
	不燃残渣	1,114	1,066	1,006	964	901

※搬入量は、収集不燃ごみ、収集資源ごみ、直接搬入不燃ごみの合計。

## 6. 最終処分場の現状

### (1) 最終処分場の概要

最終処分場の概要を、表3-18に示します。

表3-18 最終処分場の概要

施設名称	秩父環境衛生センター	
所在地	埼玉県秩父市山田1100番地	
稼働年月	平成2年3月	
施設規模等	埋立方式	サンドイッチ方式
	埋立期間	平成2年4月～平成32年3月
	埋立面積	23,100 m <sup>2</sup>
	埋立可能容量	189,000 m <sup>3</sup>
	残余容量	85,176 m <sup>3</sup> (平成22年10月末現在)
	浸出水処理能力	80 m <sup>3</sup> /日
	浸出水処理方式	回転円板方式+高度処理
埋立量	平成21年度 埋立処分 901 t	

### (2) 最終処分実績

平成18年度までは焼却処理施設の秩父クリーンセンターから排出される焼却灰の一部を埼玉県環境整備センターにて委託処分していましたが、平成19年度以降は全量を資源化し、埋立処分は破碎・選別処理後の不燃残渣のみです。

これにより、総ごみ発生量に対する最終処分率は平成21年度で2.4%であり、平成20年度時点で全国平均の11.5%（「日本の廃棄物処理」平成20年度版（環境省））を大きく下回っています。

表3-19 最終処分実績

単位：t/年

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
焼却残渣（焼却灰）	1,662	1,767	-	-	-
破碎・選別残渣	1,114	1,066	1,006	964	901
計	2,776	2,833	1,006	964	901
総ごみ発生量	40,714	41,841	40,419	39,257	38,018
最終処分率（%）	6.8	6.8	2.5	2.5	2.4

$$\text{最終処分率（\%）} = \text{最終処分量計} \div \text{総ごみ発生量} \times 100$$

---

## 7. ごみ処理費用の実績

---

平成 21 年度にごみ処理に要した経費は総額 1,018,533 千円（公債費を除く）でした。これは、ごみ 1 トン当たりでは年間 28,668 円、住民一人あたりでは 9,093 円となります。

---

## 8. ごみ処理システムの評価

---

### （1）分別収集区分の評価

---

現在、7 分別 11 種で実施している分別収集区分は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月）に示されている標準的な分別収集区分の類型に照らすと、類型Ⅰにはほぼ該当し、資源回収する容器包装のうちプラスチック製容器包装の分別収集が未分別であるため、類型Ⅱの達成直前という状態にあります。

さらに生ごみや剪定枝、廃食用油などのバイオマス系ごみの資源化をすることによって類型Ⅲに到達します。

### （2）循環的利用と処分方法の評価

---

現在、焼却処理により得られる熱エネルギーは、蒸気利用による暖房・給湯用に有効利用をしています。「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月）に示されている適正な循環的利用・適正処分の方法に照らすと、現在実施されている分別品目については、ほぼ適正な循環的利用と適正な処分方法がとられています。

なお、粗大ごみの修理による再使用が取組まれていません。

## 第2節 ごみ処理の基本方針

---

### 1. 基本理念

---

住民、事業者、構成市町と一体となって、清潔で快適な住み良い生活環境を維持するとともに、ごみ処理による環境負荷の低減を図り、低炭素社会及び循環型社会の形成を推進し、持続可能な社会の構築に努めます。

### 2. 基本方針

---

基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に沿って本圏域におけるごみ処理に関する諸施策を展開していきます。

#### 基本方針

- ①住民、事業者、構成市町との連携
- ②資源循環利用の促進
- ③環境負荷の低減

#### ①住民、事業者、市町との連携

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進するためには、住民・事業者の協力が不可欠です。構成市町と連携し、住民・事業者に対して積極的な啓発を行います。

#### ②資源循環利用の促進

分別収集の徹底によるリサイクルの推進はもとより、可燃ごみからのエネルギー回収、中間処理残渣の資源化など、利用可能なエネルギーや資源物を回収し、資源の循環利用に資するシステムを確立します。

#### ③環境負荷の低減

周辺環境に十分配慮したごみ処理に努め、生活環境への負荷を低減するとともに、温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムを構築します。

また、現有施設の適切な運転管理と計画的な維持管理により、施設の長寿命化に努めます。

### 第3節 ごみの減量・資源化目標

---

#### 1. ごみの減量・資源化目標

---

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生を抑制し、発生したごみは可能な限り再生利用していくことが求められます。そこで、本圏域におけるごみの減量化等の目標を以下のように定めます。

##### ◆ごみ発生量の削減目標

H28年度の総ごみ発生量を H21年度に対して、

**13%** 程度削減

※総ごみ発生量 = 家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量 + 集団回収量

##### ◆リサイクル率の目標

H28年度のリサイクル率を、

**30%** 程度確保

※リサイクル率 = 総資源化量 ÷ 総ごみ発生量 × 100

## 2. 将来の予測ごみ量

平成 18 年度以降、経済情勢等の影響もあり総ごみ発生量は減少傾向にあります  
が、その減少率は鈍化しています。現状のまま推移したと仮定した場合、平成 28  
年度の総ごみ発生量は 35,722 t と予測します。住民・事業者の協力のもと上記の  
削減目標が達成された場合は、現状のまま推移した場合より約 3,000 t 少ない  
32,933 t となります。

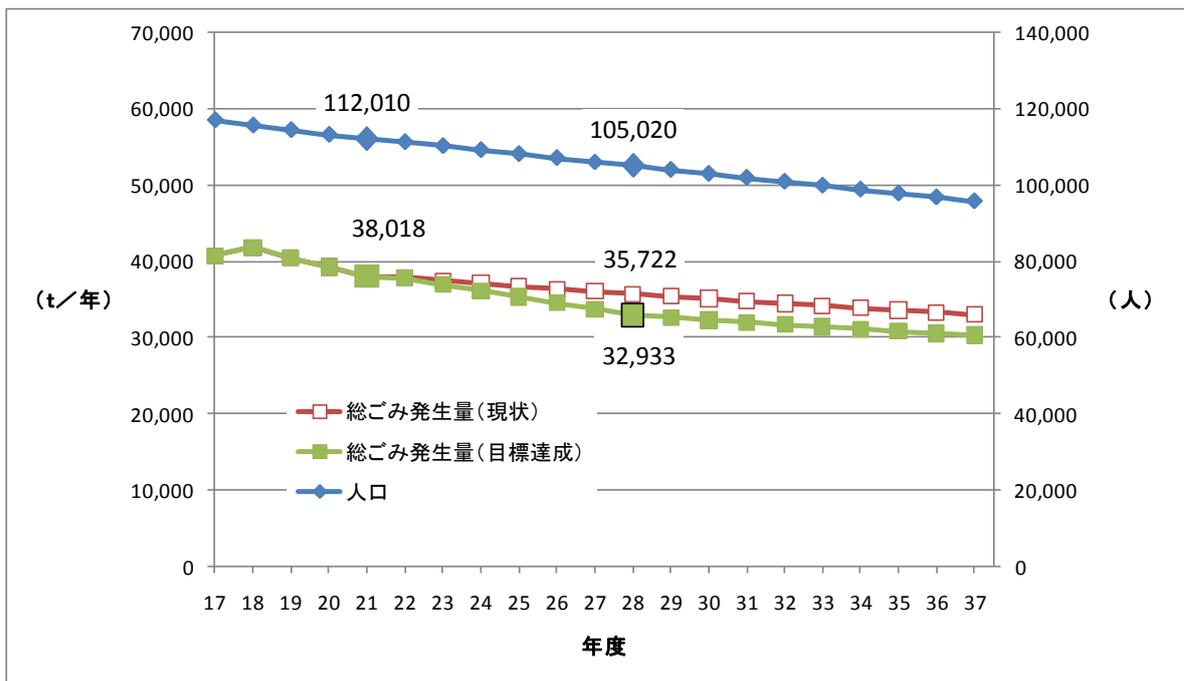


図3-4 現状推移と目標達成後のごみ排出量

## 第4節 発生抑制・排出抑制計画

### 1. 計画目標

ごみ処理による環境負荷を低減するために、住民・事業者の協力のもとに排出源での排出抑制を推進し、処理を必要とするごみの減量化に努めます。

また、排出源での資源ごみの分別を徹底するとともに、中間処理においても資源化の徹底を図ります。

### 2. 組合主体の施策

#### (1) 家庭系指定ごみ袋料金の見直し

平成8年7月から指定ごみ袋制度を導入したことにより、ごみの減量化・資源化に一定の成果が得られています。住民の減量努力に応え、また負担の軽減を図るため、指定ごみ袋に係る廃棄物手数料の引き下げを平成23年度より実施します。なお、手数料引き下げに伴ってごみ量が増大することのないように、市町と連携して住民への啓発を徹底します。

表3-20 今後の指定ごみ袋

種 類	平成17年7月	平成23年4月
可燃ごみ	小型袋 15 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$ = 20 円	小型袋 15 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$ = 15 円
不燃ごみ	中型袋 20 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$ = 35 円 大型袋 35 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$ = 50 円	中型袋 20 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$ = 20 円 大型袋 35 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$ = 35 円
事業系ごみ	可燃袋・不燃袋 60 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$ = 110 円 (定額月 2,000 円)	
資源ごみ	無料	

#### (2) 事業者に対する減量指導

事業系ごみの減量化への取組みを明確に位置づけ、排出抑制対策を講ずるものとし、以下に示す施策の推進により、減量化のための指導を強化します。

- ・事業系ごみの処理手数料の見直し
- ・資源ごみ分別の徹底指導
- ・再資源化業者への誘導
- ・搬入検査の強化
- ・圏域外からの持ち込み監視
- ・多量発生事業所等に処理計画策定の指導

### (3) 啓発活動の充実

---

住民及び各団体、生徒、児童などの施設見学者に対しての減量化、ごみの分別排出の徹底について、より一層の協力を要請していくものとします。

また、引き続き小学生を対象とした標語募集や副読本の作成などを市町、学校等と連携して取組みます。

### (4) 中間処理施設での再資源化

---

焼却処理残渣の全量資源化、不燃・粗大ごみ処理における資源物回収など、資源化率の向上を図るためのごみ処理システムの継続に努めます。

### (5) 廃棄物減量等推進審議会等

---

一般廃棄物の減量等を審議する廃棄物等減量等推進審議会の活用及び、構成市町の行政区、環境衛生推進委員等との連携により、資源の集団回収やごみの分別等への積極的取り組みを図っていきます。

---

## 3. 構成市町主体の施策

---

### (1) 集団回収の推進

---

全ての構成市町では、ごみの排出抑制及び再資源化を図るため、育成会、婦人会、老人クラブ等住民団体が主体となって取り組んでいる資源回収に対し報償金の交付を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。

### (2) 生ごみ処理容器等の助成を継続

---

横瀬町、皆野町、長瀬町（秩父市は22年度から補助を廃止）では、生ごみ処理容器等の購入に際して補助を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。

---

## 4. 住民、事業者の役割

---

### (1) 住民の役割

---

住民はごみの減量、資源化の推進、適正な処理に関し、次の事項に積極的に参加、協力するものとします。

- ・「もったいない」のところで、ものを大切にし、長く使うための努力
- ・再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- ・集団回収の促進
- ・分別排出への協力
- ・教育、啓発活動への参画

### (2) 事業者の役割

---

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等に努めるとともに、「容器包装リサイクル法」「食品リサイクル法」等の各種リサイクル法に基づき、ごみの減量、資源化の推進に向けて、次の事項に積極的に取り組むものとします。

- ・過剰包装の抑制
- ・流通包装廃棄物、その他資源ごみ分別収集への協力
- ・使い捨て容器の使用抑制と製造事業者による自主回収、資源化の推進
- ・再生品の使用促進

---

## 5. 排出抑制の予測

---

減量化目標を達成した場合の将来の集団回収・資源ごみ量の予測結果を表3-21に示します。

表3-21 排出抑制・再資源化予測（目標達成の場合）

	実績	予測	
	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 37 年度
集団回収量 (t/年)	2,490	2,336	2,136
秩父市 (t/年)	1,918	1,804	1,655
横瀬町 (t/年)	194	181	165
皆野町 (t/年)	191	176	159
長瀬町 (t/年)	65	61	56
小鹿野町 (t/年)	122	114	101
資源ごみ量 (t/年)	4,529	4,047	3,570
秩父市 (t/年)	2,659	2,388	2,089
横瀬町 (t/年)	366	334	305
皆野町 (t/年)	494	450	401
長瀬町 (t/年)	378	336	302
小鹿野町 (t/年)	632	539	473
中間処理後の資源化量 (資源ごみ量を含む) (t/年)	8,732	7,440	6,806
クリーンセンター (t/年)	2,906	2,493	2,299
環境衛生センター (t/年)	5,826	4,947	4,507
リサイクル率 (%)	29.5%	29.7%	29.5%

リサイクル率 (%) = (集団回収量 + 中間処理後の資源化量)

÷ 総ごみ発生量 × 100

## 第5節 収集・運搬計画

---

### 1. 計画目標

---

本圏域から排出されるごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、清潔で快適な住みよい生活環境の維持に努めるとともに、分別収集の徹底を図り、資源循環型システムの推進を目指します。

### 2. 収集対象区域

---

現状のとおり、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の全域を対象とします。

### 3. 分別収集区分

---

ごみの分別区分は、現状の7分別を継続するものとします。  
なお、収集区分については、プラスチック製容器包装の資源化等を含め検討を行います。

### 4. 処理手数料

---

#### (1) 家庭系ごみ

---

平成8年度の指定ごみ袋制度導入により、目的としたごみの減量化と資源化の推進には一定の効果は見られています。制度導入後14年が経過しており、今後も減量化と資源化の効果が後退しないように留意ながら、平成23年度より住民負担の軽減も配慮して手数料の引き下げを実施します。

#### (2) 事業系ごみ

---

事業系ごみは、総排出量に占める割合が埼玉県の平均を大きく上回っています。事業者への資源化や減量化の指導を強化していくとともに、減量化の推進に大きな効果が期待できる処理手数料の見直しを検討します。

### 5. 収集・運搬方法

---

#### (1) 実施主体

---

基本的には現状のとおり、本組合が実施主体となり、委託による収集・運搬を行っていきます。

## (2) 方式及び機材

---

収集・運搬方式及び機材は、ごみの分別に対応していくものとしませんが、基本的には現状のとおり、機械式圧縮・運搬車、トラックとします。

## (3) 収集方法

---

現状のとおり、家庭系ごみは基本的にステーション方式とします。

## (4) 収集頻度

---

当面のごみの収集頻度は現状のとおりとしますが、将来のごみ量の変動に応じて適宜検討していきます。

## (5) 収集時間帯

---

収集時間帯は、現状と同様とします。

---

## 6. 直接搬入ごみ

---

事業所から排出されるごみは、事業者が自ら処理することを基本としますが、可燃ごみ、不燃ごみについては現状のとおり自己搬入または許可業者による組合施設への搬入を受け入れます。

資源ごみについては再資源化業者を紹介するなど、分別の徹底による資源化の促進による減量化の指導を強化します。

そのほか、搬入検査の強化、圏域外からの持ち込みの監視、多量排出事業者への処理計画策定の指導などにより直接搬入ごみの減量化を図ります。

---

## 7. 収集・運搬、直接搬入ごみ量

---

ごみ発生量の削減目標が達成された場合の、収集・運搬、直接搬入ごみ量の予測結果を表3-22に示します。

表3-22 収集・運搬、直接搬入ごみ量の予測（目標達成の場合）

	実績	予測	
	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 37 年度
収集ごみ量 計 (t/年)	23,794	21,661	19,221
可燃ごみ量 (t/年)	18,105	16,543	14,658
不燃ごみ量 (t/年)	1,160	1,071	993
資源ごみ量 (t/年)	4,529	4,047	3,570
直接搬入ごみ量 計 (t/年)	11,734	8,936	8,936
可燃ごみ量 (t/年)	10,272	7,803	7,803
不燃ごみ量 (t/年)	1,462	1,133	1,133
処理対象ごみ量合計 (t/年)	35,528	30,597	28,157

## 第6節 中間処理計画

### 1. 計画目標

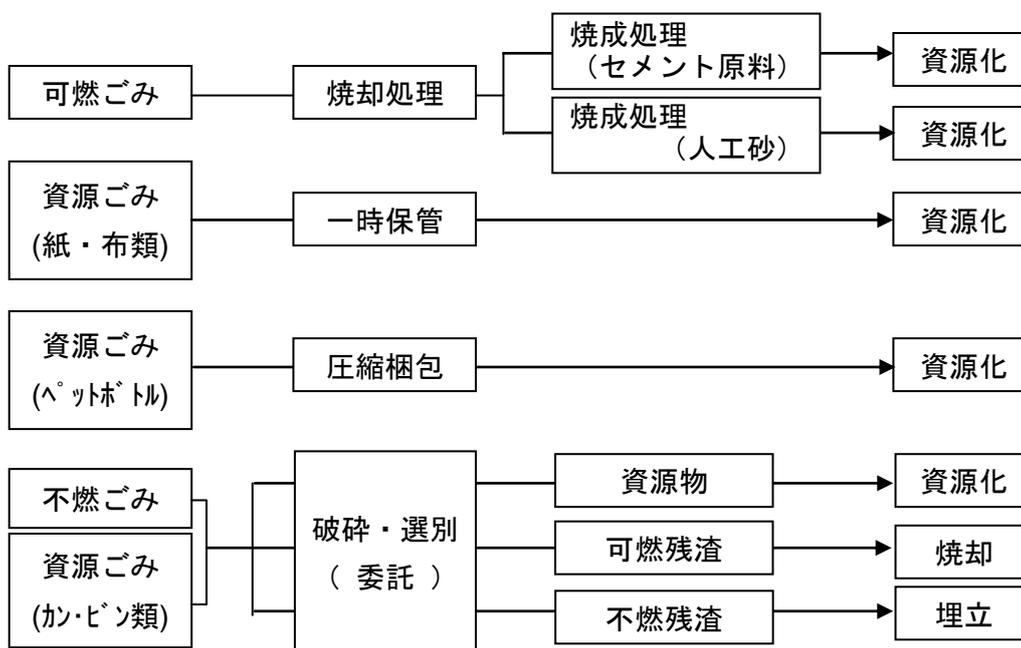
本圏域から排出されるごみを適正に、また安定的に処理するとともに、積極的なエネルギー回収、CO<sub>2</sub>削減などに取組み、環境負荷の少ないごみ処理に努めます。また、計画的に適切な施設の維持管理に努め、現有施設の延命化を図ります。

### 2. 中間処理方法

可燃ごみは、焼却処理施設で焼却処理を行います。資源ごみのうち、紙・布類は一時保管したのち資源化業者により資源化、ペットボトルは圧縮梱包施設で圧縮梱包したのち、資源化業者による資源化をします。

不燃ごみ、資源ごみ（カン・ビン類）は破碎・選別等の処理を委託し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立て処理をします。

可燃ごみの焼却残渣は現状の全量資源化を継続し、埋立処分量の最小化に努めます。また、熱回収（発電）を積極的に行い、二酸化炭素の削減に努めます。



### 3. 中間処理施設の整備計画

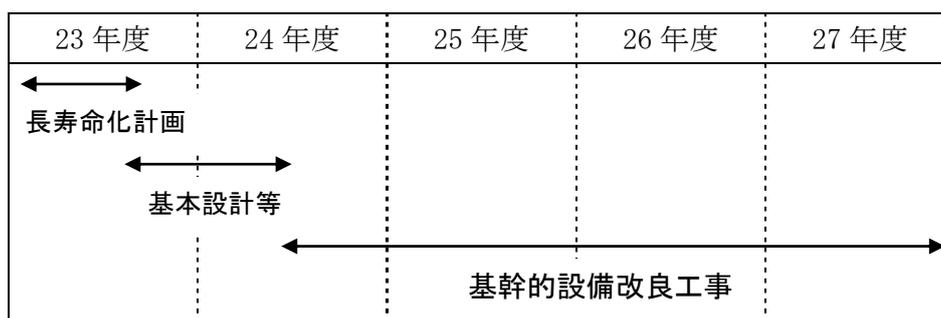
本施設は竣工後 13 年目を迎えています。現状では、施設全般の状況は比較的良好です。しかし、経過年数が進むにつれて、腐食、摩耗等が加速度的に進行し、故障が頻発するなど施設全般の性能が低下していくことが想定されます。

突発的なトラブルによりごみ処理に影響が及ばないように、予防保全的な見地にたって計画的に施設整備を行っていく必要があります。

処理能力、処理機能に関して特に改善を要する事項は精密機能検査においても指摘されていないため、経済的観点から現有施設の適切な基幹的設備の更新を含めた維持補修を平成 23 年度から平成 27 年度にかけて実施し、施設の延命化に取り組めます。

基幹的設備の改良に際しては、現状を維持するのみにとどまらず、積極的なエネルギー回収や二酸化炭素削減など、社会の要請に配慮した施設への進化も検討します。また、今後については、民間施設の有効活用による処理体制の整備も検討していきます。

表 3-23 基幹的設備改良工事のスケジュール例



### 4. 中間処理対象ごみ量

ごみ発生量の削減目標、リサイクル率目標が達成された場合の、焼却処理施設及び資源化処理施設の処理対象ごみ量の予測結果を表 3-24 に示します。

表3-24 中間処理対象ごみ量予測（目標達成の場合）

単位：t／年

	実績	予測	
	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 37 年度
焼却施設受入量	29,012	24,885	22,952
収集可燃ごみ	18,105	16,543	14,658
直接搬入可燃ごみ	10,272	7,803	7,803
中間処理後可燃残渣	635	539	491
焼却残渣量（全量資源化）	2,906	2,493	2,299
	実績	予測	
	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 37 年度
資源処理対象量	7,151	6,251	5,696
収集不燃ごみ	1,160	1,071	993
収集資源ごみ	4,529	4,047	3,570
直接搬入不燃ごみ	1,462	1,133	1,133
資源物	5,826	4,947	4,507
可燃残渣（焼却処理）	635	539	491
不燃残渣（埋立処分）	901	765	697
中間処理後の資源化量合計	8,732	7,440	6,806

## 第7節 最終処分計画

### 1. 計画目標

中間処理後の残渣は、周辺環境へ負荷を与えないように適正に処分する必要があります。そのためには、永続的な最終処分場の確保と周辺環境に影響を与えることのないよう埋立施設の適正な管理・運営に努めます。

また、中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図るとともに、処理残渣の資源化に努め、最終処分場の延命化に努めます。

### 2. 最終処分方法

現状どおり、埋立処分とします。

### 3. 最終処分対象物

埋立対象物は、原則として秩父環境衛生センターにおいて破砕処理し、資源物及び可燃物を選別した後の不燃残渣のみとします。

### 4. 最終処分場の延命化

最終処分場の延命化対策としては、現状で実施している焼却残渣の全量資源化の継続に努めます。さらに中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図るとともに、排出段階での資源化・減量化の推進及び資源ごみ分別の徹底を住民に働きかけていくことにより、処理対象となるごみそのものの削減等の目標達成に努めるとともに、埋立期間の延長も含め検討します。

### 5. 最終処分量

ごみ発生量の削減目標、リサイクル率目標が達成された場合の、最終処分量の予測結果を表 3-25 に示します。

表 3-25 最終処分量の予測（目標達成の場合）

	実績	予測	
	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 37 年度
埋立対象量 環境衛生センター不燃残渣（t/日）	2.5	2.1	1.9
年間最終処分量（t/年）	901	765	697
最終処分量 累積（t）	73,843	79,536	86,072

最終処分対象量（t/日）： 年間最終処分量（t/年）の 365 日平均

## 第8節 その他の廃棄物対策

---

### 1. 在宅医療廃棄物に関する対策

---

高齢化社会を迎え一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、一般家庭から医療廃棄物の排出が見込まれます。これらの在宅医療に伴って発生する廃棄物の適正処理に関しては、地域の医療機関等と連携しながら処理を行います。

### 2. 不適正処理対策

---

廃棄物の野外等での焼却など不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するために重要です。廃棄物の野外等での不適正な焼却などが法律（廃棄物処理法第16条の2）によって原則禁止されていることについて、構成市町との連携を図りながら住民や事業者に対する周知を徹底し、不適正処理の防止と良好な生活環境の保全に努めます。

### 3. 不法投棄対策

---

不法投棄の早期発見、防止を図るため、監視員によるパトロールやマナー向上のための啓発活動等を強化するとともに、県担当部署、市町、警察等で構成する「秩父地域不法投棄対策会議」を活用し、不法投棄の防止に努めます。また、ボランティアによるクリーンアップへの支援を充実し、住民参加による不法投棄対策を推進します。

なお、観光客による空き缶等の散乱を防止し、地域の環境美化及び資源の再利用促進を目的に、長瀨町で空き缶回収機による散乱防止の取組みを継続します。

### 4. 災害時の廃棄物処理対策

---

災害時の一般廃棄物処理を円滑に実施するための相互支援について、埼玉県清掃行政研究協議会で定めている「災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱」及び、埼玉県一般廃棄物連合会との間で締結している「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を踏まえ、地震等の災害発生時には周辺地域及び埼玉県との連携体制に基づき迅速で安全な廃棄物処理に努めます。

## 第9節 計画の進行管理

### 1. 計画の進行管理

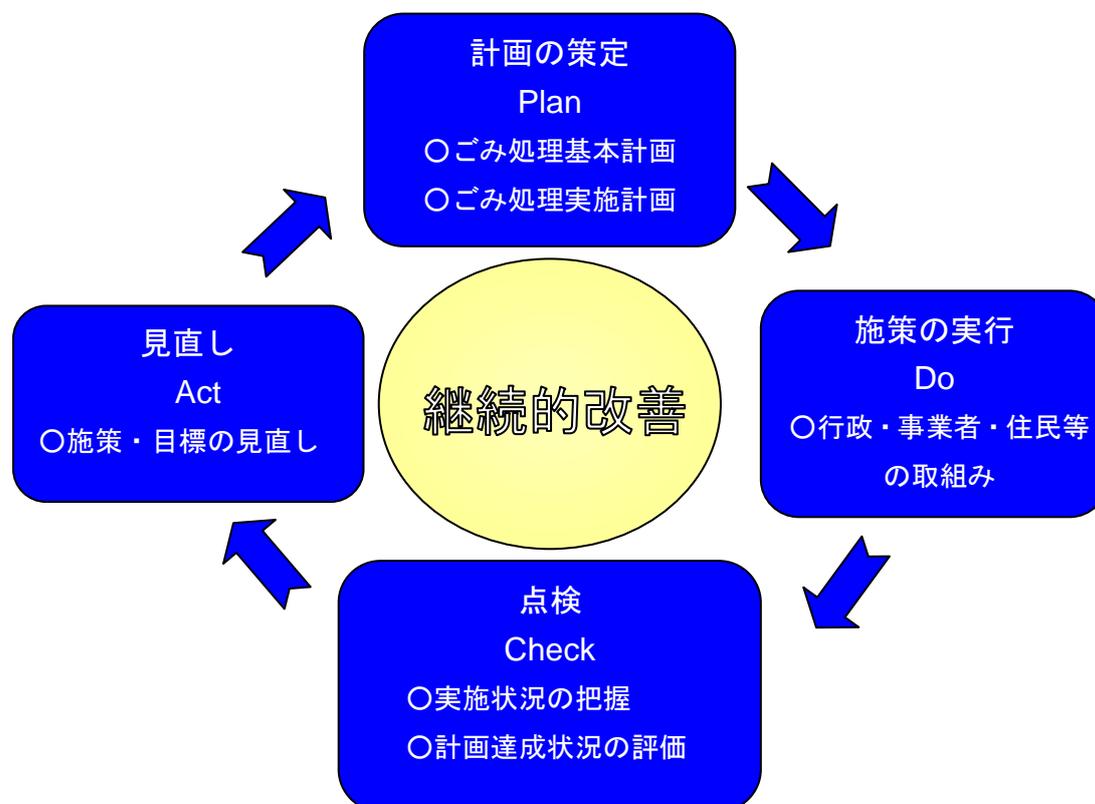
計画の進行に当たっては、行政だけでなく事業者・住民等が一体となり、それぞれの役割のもとに進めていくことが重要であり、実効性を高めるため各施策の実施状況や目標の達成状況の確認など、計画の進行管理が重要です。

個々の計画が効率的かつ効果的な成果となるよう、年度ごとに着実な進行管理を行います。

### 2. 進行管理の手法

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(点検)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

また、各施策を検証し、効率的・経済的な施策の実施を行っていきます。



---

### 3. 評価の方法

---

#### (1) ごみ処理実施計画における各年評価

---

毎年策定するごみ処理実施計画において、当該年度の実績を整理するとともに本計画に掲げた施策、排出量予測等と比較検討し、本計画の進捗状況の把握を行います。

#### (2) 中間目標年における目標達成評価

---

本計画では、平成 28 年度を中間目標年として総ごみ発生量の削減目標、リサイクル率の目標を定めています。この目標値の達成状況から本計画の進捗状況の確認を行い、その結果をもとに目標値や施策の見直しを行います。

---

### 4. 計画の見直し

---

目標や施策の進捗状況を総括するとともに、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や新たなごみ処理問題などに対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。